

新潟市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第 2 7 号

新潟市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市旅費条例施行規則（昭和 3 2 年新潟市規則第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 中「規則で定める場合は、職員が宿泊場所を指定された場合及び職員が一の宿泊場所のあつせんを受けた場合（市長が別に定める場合を除く。）」を「規則で定める地域及びその宿泊料の上限額は、別表のとおり」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 4 号中「宿泊料の定額」を「宿泊料の上限額」に改める。

第 1 3 条第 1 項後段を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 1 1 条の 2 関係）

区分	市長	副市長、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員	市長等以外の職員
東京都	4 3 , 3 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円	2 1 , 2 0 0 円

備考 1 夜当たりの宿泊料の上限額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟市旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行

から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。